

## 越生町企業誘致条例施行規則

平成19年12月10日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、越生町企業誘致条例(平成19年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請等)

第2条 条例第4条第1項の規定による指定を受けようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請書を提出した日の翌日から起算して1か月以内に工場等新設特例措置指定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第3条の規定により特例措置の対象者に指定したときは、指定書(様式第2号)を交付するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者が、工場等の操業を開始したときは、工場等操業開始届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

4 条例第7条の規定による特例措置を受けようとする者は、当該年度ごとに固定資産税特例措置申請書(様式第4号)を4月末日までに町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認められる者に対して、固定資産税特例措置決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(届出等)

第3条 条例第6条に規定する届出は、工場等新設特例措置指定内容変更届(様式第6号)又は工場等事業休止(廃止・縮小)届(様式第7号)により行わなければならない。

(相続等による届出)

第4条 条例第9条第1項に規定する届出は、工場等事業承継届(様式第8号)により行わなければならない。

(指定の取消し)

第5条 条例第10条に規定する指定の取消しは、工場等新設特例措置指定取消通知書(様式第9号)により行うものとする。

(特例措置の決定の取消し及び納税命令)

第6条 条例第11条に規定する特例措置の取消し及び納税を命ずる場合は、固定資産税特例措置決定取消通知書(様式第10号)により行うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。